

**令和８年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）
業務委託契約書（案）**

いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和８年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第１条 甲は、令和８年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託事業の実施）

第２条 乙は、委託事業の実施にあたっては、甲の定める令和８年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

２ 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

３ 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（様式第１号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託期間）

第３条 この契約の委託期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料等）

第４条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第５条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後、乙からの請求書を受領した日から 30 日以内に、委託料を支払うものとする。ただし、振り込み手数料は甲の負担とする。

２ 甲の責めに帰する事由により前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

３ 甲は、必要と認めるときは、第１項の規定にかかわらず、委託料の 90%を限度として、乙の請求により概算払することができる。

４ 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第６条 乙は、契約金額の１００分の１０以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５条）第１３８条第２項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（業務完了報告）

第７条 乙は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書（様式第３号）を委託事業終了の日から 14 日以内又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第５条第３項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第８条 甲は、前条の規定により、乙から前条に規定する業務完了報告を受けたときは、遅滞

なく当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

（過払金等の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が、前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（再委託の制限）

第10条 乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（委託事業の中止等）

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の変更又は解除を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約の変更又は解除があったときは、甲は、既に支払った金額の全額又は一部の返還を請求することができる。

（委託事業の変更）

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、費目の区分の金額の20%以内の増減の場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第13条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約の変更又は解除があったときは、第11条第3項の規定を準用する。
- 3 当該解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

（実施状況の調査等）

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の実施状況について実地に調査できるものとする。

- 2 乙は、甲から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（帳簿等の保存）

第15条 乙は、委託事業に係る経費について、収入額及び支出額を記載し、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかななければならない。

- 2 乙は、前項に係る帳簿・書類等を事業完了の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。

（秘密の保持）

第16条 甲及び乙は、委託事業の実施に関して、知り得た事実（法人情報を含む）を第三者に洩らしてはならない。

- 2 前項の規定については、本契約終了後もなお、その効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙特約事項を遵守しなければならない。

(著作権)

第 18 条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(協議)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
いばらきグローバルビジネス推進協議会
会 長 久保 三千雄

乙

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記載された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

委託事業の実施の過程で得た個人情報は、その者に係る事業が完結した年度から10年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を実施するために収集、作成した個人情報は、委託事業を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事業を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第 1 号（第 2 条第 3 項関係）

年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 久保 三千雄 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

令和 8 年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務委託に係る
事業実施計画書

年 月 日付で締結した令和 8 年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業
（台湾）業務委託契約書第 2 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- 2 収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2

事業実施計画書

1 事業内容及び事業実施方法

(1) 県内事業者等からのビジネス相談対応等

(2) 県産品の営業活動

(3) 海外派遣職員、県事業及び協議会事業との連携

(4) 事業目標の設定

2 その他

収支予算書

1 收入

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
税額		
合 計		

年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 久保 三千雄 殿

所在地
団体名
代表者名

概 算 払 請 求 書

令和 8 年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務委託契約書第 5 条第 4 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求額
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通	2 当座 3 その他（ ）
口座番号		
フリガナ 口座名義		

年 月 日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 久保 三千雄 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

令和 8 年度いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務委託に係る
業務完了報告書

年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和 8 年度いばらき海外食品
ビジネスサポーター配置事業（台湾）業務委託契約書第 7 条の規定に基づき下記のとおり
報告します。

記

1 委 託 料 円

2 事業の実績

- (1) 実績報告書・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 収支決算書・・・・・・・・・・別紙 2

実 績 報 告 書

1 事業内容及び事業実施方法

(1) 県内事業者等からのビジネス相談対応等

(2) 県産品の営業活動

(3) 海外派遣職員、県事業及び協議会事業との連携

(4) 事業目標の設定

2 その他

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
税額		
合 計		